

平成31年度

岐阜県立高等学校入学者選抜要項

岐阜県教育委員会

平成31年度岐阜県立高等学校入学者選抜関係日程

月	日	曜	入学者選抜関係事項	月	日	曜	入学者選抜関係事項
2	1	金		3	1	金	
	2	土	(休業日)		2	土	(休業日)
	3	日	(休業日)		3	日	(休業日)
	4	月			4	月	
	5	火			5	火	
	6	水			6	水	
	7	木			7	木	◎ 第一次選抜、連携型選抜
	8	金			8	金	(第一次選抜、連携型選抜)
	9	土	(休業日)		9	土	(休業日)
	10	日	(休業日)		10	日	(休業日)
	11	月	(建国記念の日)		11	月	
	12	火			12	火	
	13	水			13	水	
	14	木			14	木	☆ 第一次選抜、連携型選抜合格発表 第二次選抜募集人員発表
	15	金			15	金	◇ 第二次選抜出願期日
	16	土	(休業日)		16	土	(休業日)
	17	日	(休業日)		17	日	(休業日)
	18	月	↑ 第一次選抜、連携型選抜出願期間		18	月	◇ 第二次選抜出願変更期日
	19	火			19	火	◎ 第二次選抜
	20	水			20	水	
	21	木	↓ (受付締切は正午)		21	木	(春分の日)
	22	金	↑ 第一次選抜、連携型選抜出願変更期間		22	金	☆ 第二次選抜合格発表
	23	土	(休業日)		23	土	(休業日)
	24	日	(休業日)		24	日	(休業日)
	25	月			25	月	
	26	火			26	火	
	27	水	↓ (受付締切は正午)		27	水	※ 通信制の課程の選抜
	28	木			28	木	※ 通信制の課程の選抜合格発表
			29	金			
			30	土	(休業日)		
			31	日	(休業日)		

※ 通信制の課程の出願期間：平成31年3月4日（月）～3月25日（月）のうち高等学校が指定した日

＜岐阜県の県立高等学校入学者選抜に関する問合せ先＞※

○岐阜県教育委員会 学校支援課総合支援第二係 高校入試担当

住所：〒500-8570 岐阜市藪田南2丁目1番1号

TEL：058-272-1111(代)(内線3696) 058-272-8843(直通)

FAX：058-278-2822

※市立高等学校に関する問合せも受け付けます。

＜情報提供＞

○「岐阜県公立高等学校入学者選抜」

○「岐阜県高校ガイドブック 中学生のための進路情報」

岐阜県HPトップ>教育・文化・スポーツ・青少年>学校教育>公立高等学校入試>岐阜県公立高等学校入学者選抜に関する情報>

<<http://www.pref.gifu.lg.jp/kyoiku/gakko-kyoiku/gakko-nyushi/17782/>>

目 次

平成31年度岐阜県立高等学校入学者選抜要項

I 全日制の課程

第1	入学定員	1
第2	第一次選抜	1
1	出願資格	1
2	募集人員	2
3	出 願	2
(1)	出願校の選定	2
(2)	出願の期間	3
(3)	出願の手続	3
(4)	出願先の変更	4
4	検査の内容等	5
(1)	標準検査	5
(2)	独自検査	6
5	選抜方法	6
(1)	調査書の評定の取扱いについて	6
(2)	標準検査のみを実施する学科について	7
(3)	標準検査及び独自検査を実施する学科について	7
6	帰国生徒等に係る入学者の選抜	7
7	外国人生徒等に係る入学者の選抜	7
8	合格者の発表等	7
(1)	発表の日時	7
(2)	発表の方法等	8
9	入学辞退の手続	8
第3	県外からの出願	9
1	一家転住等による「岐阜県立高等学校出願承認願」の提出手続等	9
(1)	「岐阜県立高等学校出願承認願」の提出手続	9
(2)	「岐阜県立高等学校出願承認願」の審査	9
(3)	出願先の変更	9
2	県外募集実施校に係る入学者の選抜	10
(1)	実施校等	10
(2)	出願資格	10
(3)	募集人員	11
(4)	出願	11
(5)	検査の内容等	12

第4	連携型の中高一貫教育校に係る入学者選抜	13
1	実施校	13
2	出願資格	13
3	募集人員	13
4	出願	13
	(1) 出願学科の選定	13
	(2) 出願の期間	13
	(3) 出願の手続	13
	(4) 出願先の変更	14
5	選抜	14
	(1) 検査	14
	(2) 入学者の選抜方法	15
6	合格者の発表等	15
	(1) 発表の日時	15
	(2) 発表の方法等	15
7	入学辞退の手続	15
第5	帰国生徒等に係る入学者の選抜	16
1	実施校	16
2	出願資格	16
3	募集人員	16
4	「帰国生徒等入学者選抜出願承認願」の提出手続等	16
	(1) 「帰国生徒等入学者選抜出願承認願」の提出手続	16
	(2) 「帰国生徒等入学者選抜出願承認願」の審査	17
5	出願	17
	(1) 出願校の選定	17
	(2) 出願の期間	17
	(3) 出願の手続	17
	(4) 出願先の変更	18
6	選抜	18
	(1) 検査	18
	(2) 入学者の選抜方法	19
7	合格者の発表等	19
	(1) 発表の日時	19
	(2) 発表の方法等	19
8	入学辞退の手続	19
第6	外国人生徒等に係る入学者の選抜	20
1	実施校	20
2	出願資格	20
3	募集人員	20
4	「外国人生徒等入学者選抜出願承認願」の提出手続等	20

(1) 「外国人生徒等入学者選拔出願承認願」の提出手続	20
(2) 「外国人生徒等入学者選拔出願承認願」の審査	21
5 出願	21
(1) 出願校の選定	21
(2) 出願の期間	21
(3) 出願の手続	21
(4) 出願先の変更	22
6 選抜	22
(1) 検査	22
(2) 入学者の選抜方法	23
7 合格者の発表等	23
(1) 発表の日時	23
(2) 発表の方法等	23
8 入学辞退の手続	23
第7 第二次選抜	24
1 出願資格	24
2 募集人員	24
3 出願	24
(1) 出願校の選定	24
(2) 出願の期日	24
(3) 出願の手続	24
(4) 出願先の変更	24
4 選抜	25
(1) 検査	25
(2) 入学者の選抜方法	26
5 合格者の発表等	26
(1) 発表の日時	26
(2) 発表の方法等	26
6 入学辞退の手続	26

Ⅱ 定時制の課程

第1 入学定員	27
第2 第一次選抜	27
1 出願資格	27
2 募集人員	27
3 出願	27
(1) 出願校の選定	27
(2) 出願の期間	27

(3) 出願の手続	27
(4) 出願先の変更	28
4 選 抜	28
(1) 検 査	28
(2) 入学者の選抜方法	29
5 合格者の発表等	29
6 入学辞退の手続	29
7 県外からの出願	29
第3 第二次選抜	30
1 出願資格	30
2 募集人員	30
3 出 願	30
(1) 出願校の選定	30
(2) 出願の期日	30
(3) 出願の手続	30
(4) 出願先の変更	30
4 選 抜	30
(1) 検 査	30
(2) 入学者の選抜方法	31
5 合格者の発表等	31
6 入学辞退の手続	31
7 県外からの出願	31

Ⅲ 通信制の課程

1 入学定員	32
2 出願資格	32
3 出 願	32
(1) 出願校の選定	32
(2) 出願の期間	32
(3) 出願の手続	32
4 選 抜	32
(1) 検 査	32
(2) 入学者の選抜方法	33
5 選抜結果の通知	33
6 県外からの出願	33

IV 入学者選抜に係る情報の提供

1 受検者本人への情報の提供	3 4
(1) 調査書情報の提供	3 4
(2) 学力検査得点情報の提供	3 4
2 中学校長への情報の提供	3 4

V 各種様式等

別記第 1 号様式「入学願書」	3 6
別記第 2 号様式「調査書」	3 8
調査書作成要領	3 9
別記第 3 号様式「評定分布一覧表」	4 0
評定分布一覧表作成要領等	4 1
別記第 4 号様式「合格通知書」	4 2
別記第 5 号様式「入学者選抜結果通知書」	4 3
別記第 6 号様式「受検上の配慮申請書」	4 4
別記第 7 号様式「自己申告書」	4 5
別記第 8 号様式「出願先変更願」	4 6
別記第 9 号様式「出願取下願」	4 7
別記第 10 号様式「入学辞退届」	4 8
別記第 11 号様式「第二次選抜出願資格証明書」	4 9
別記第 12 号様式「岐阜県立高等学校出願承認願」	5 0
別記第 13 号様式「岐阜県立高等学校出願承認書」	5 2
別記第 14 号様式「入学誓約書」	5 3
別記第 15 号様式「連携型中高一貫教育校における 第一次選抜出願資格確認書」	5 5
別記第 16 号様式「帰国生徒等入学者選抜出願承認願」	5 6
別記第 17 号様式「帰国に関する申立書」	5 8
別記第 18 号様式「外国人生徒等入学者選抜出願承認願」	6 0
別記第 19 号様式「入国に関する申立書」	6 2
別記第 20 号様式「帰国生徒等入学者選抜出願承認書」	6 4
別記第 21 号様式「外国人生徒等入学者選抜出願承認書」	6 5
別記第 22 号様式「身元引受書」	6 6
別記第 23 号様式「学力検査得点情報提供依頼書」	6 7
別記第 24 号様式「学力検査得点情報一覧表」	6 8

平成31年度岐阜県立高等学校入学者選抜要項

I 全日制の課程

第1 入学定員

岐阜県教育委員会（以下「県教育委員会」という。）において決定し、別に公示するところによる。

第2 第一次選抜

1 出願資格

次の(1)から(3)までのいずれかに該当する者のうち、岐阜県内に居住する者とする。

- (1) 中学校若しくはこれに準ずる学校若しくは義務教育学校を卒業した者又は平成31年3月卒業見込みの者
- (2) 中等教育学校の前期課程を修了した者又は平成31年3月修了見込みの者
（以下、中学校、これに準ずる学校、義務教育学校及び中等教育学校の前期課程を総称して「中学校」という。）
- (3) 学校教育法施行規則第95条各号のいずれかに該当する者

「岐阜県立高等学校出願承認書」（別記第13号様式）、「帰国生徒等入学者選抜出願承認書」（別記第20号様式）及び「外国人生徒等入学者選抜出願承認書」（別記第21号様式）により出願承認を得た者並びに県外募集実施校に係る入学者の選抜により県外からの募集を行う学科（学科群を含む。以下同じ。）へ出願しようとする者については、県外（国外を含む。以下同じ。）に居住する場合でも、出願することができる。

「連携型の中高一貫教育校に係る入学者選抜」（13～15ページ参照）の実施校（岐阜県立揖斐高等学校、岐阜県立郡上北高等学校、岐阜県立八百津高等学校及び岐阜県立飛驒神岡高等学校（以下「連携型高等学校」という。））へ、連携する中学校（岐阜県立揖斐高等学校にあつては揖斐川町立揖斐川中学校及び揖斐川町立北和中学校、岐阜県立郡上北高等学校にあつては郡上市立白鳥中学校、岐阜県立八百津高等学校にあつては八百津町立八百津中学校及び八百津町立八百津東部中学校、岐阜県立飛驒神岡高等学校にあつては飛驒市立神岡中学校及び飛驒市立山之村中学校（以下「連携型中学校」という。））に在籍している者が出願する場合は、やむを得ない事情がある場合を除き、第一次選抜ではなく、連携型の中高一貫教育校に係る入学者選抜によるものとする。

なお、第一次選抜と連携型の中高一貫教育校に係る入学者選抜の双方に出願することはできない。

2 募集人員

募集人員は、入学定員とする。

なお、連携型の中高一貫教育校に係る入学者選抜を実施する学科においては、入学定員から連携型の中高一貫教育校に係る入学者選抜の合格者数を減じた数を募集人員とする。

3 出 願

(1) 出願校の選定

ア 出願者は、全日制の課程の岐阜県立高等学校の中から、1つの高等学校の1つの学科を選定し、出願することができる。

ただし、次の(ア)から(エ)までのいずれかに該当する場合については、同一校の他の学科に限り第2志望とすることができる。

(ア) 理数科に出願する者が普通科を第2志望とするとき。

(イ) 普通科に出願する者が理数科を第2志望とするとき。

(ウ) 農業、工業、商業又は生活産業のいずれかの分野に属する学科に出願する者が同一分野に属する他の学科を第2志望とするとき。

(エ) 商業の分野に属する学科に出願する者が情報の分野に属する学科を第2志望とするとき又は情報の分野に属する学科に出願する者が商業の分野に属する学科を第2志望とするとき。

なお、高等学校長は、農業、工業、商業又は生活産業のいずれかの分野に属する学科に出願する者に対して、同一分野に属する他の学科を第3志望とすることを認めることができる。また、商業及び情報の分野に属する学科を共に有する高等学校においては、高等学校長は、商業又は情報の分野に属する学科に出願する者に対して、両分野に属する他の学科を第3志望とすることを認めることができる。

高等学校長が出願者の第3志望を認めるかどうかについては、平成30年7月末日までに県教育委員会において発表する。

イ 独自検査（6ページ参照）を実施する学科に出願する場合は、出願者は、独自検査を受検するかどうかを選定する。ただし、その学科の募集の単位が分割して区分されている場合は、その区分のうち1つを選定する。

なお、独自検査を受検する場合の第2志望（第3志望が認められる場合は、これを含む。）については、次の(ア)及び(イ)に留意の上、出願すること。

(ア) アの規定にかかわらず、出願者は、異なる選抜要件の独自検査を実施する学科を、独自検査を含む選抜における第2志望とすることはできない。

(イ) 「I 全日制の課程」の「第2 第一次選抜」の「5 選抜方法」の「(3) 標準検査及び独自検査を実施する学科について」（7ページ参照）に示すとおり、独自検査を受検した者について先に合格者を決定する。このことから、アの規定により第2志望を希望するが、独自検査を含む選抜については第2志望を希望しないこともできる。

ウ 障がいなどにより受検上の配慮を希望する者は、事前に在学（出身）学校の学校長（以下「中学校長」という。）に申し出る。中学校長は可能な限り平成31年1月末

日までに、「受検上の配慮申請書」（別記第6号様式）を出願しようとする高等学校長に提出する。高等学校長は、県教育委員会と協議の上、受検上の配慮をすることができる。

エ 県外に居住する者で、一家転住その他のやむを得ない事情により岐阜県立高等学校へ出願しようとする者（県外募集実施校に係る入学者の選抜により県外からの募集を行う学科へ出願しようとする者を除く。）は、出願先高等学校長の発行する岐阜県立高等学校出願承認書を「入学願書」（別記第1号様式）に添付しなければならない。詳細については、「I 全日制の課程」の「第3 県外からの出願」の「1 一家転住等による「岐阜県立高等学校出願承認願」の提出手続等」（9～10ページ参照）による。

オ 県外に居住する者で、県外募集実施校に係る入学者の選抜により県外からの募集を行う学科へ出願しようとする者は、「入学誓約書」（別記第14号様式）を提出しなければならない。詳細については、「I 全日制の課程」の「第3 県外からの出願」の「2 県外募集実施校に係る入学者の選抜」（10～12ページ参照）による。

カ 連携型中学校に在籍する者で、やむを得ない事情により連携型の中高一貫教育校に係る入学者選抜に出願できない者が、連携型高等学校の第一次選抜に出願しようとするときは、連携型中学校の学校長の発行する「連携型中高一貫教育校における第一次選抜出願資格確認書」（別記第15号様式）を入学願書に添付しなければならない。

(2) 出願の期間

平成31年2月18日（月）から2月21日（木）まで

受付は、午前9時から午後4時（2月21日（木）にあつては正午）までとする。

ただし、一家転住その他のやむを得ない事情のある場合で、第一次選抜において、岐阜県立高等学校への出願承認を2月21日（木）以降に得た者については、「I 全日制の課程」の「第2 第一次選抜」の「3 出願」の「(4) 出願先の変更」のウの出願先の変更期間（4ページ参照）内に新たに提出することができる。この場合、出願先の変更は認められない。

(3) 出願の手続

ア 入学願書等の提出

(ア) 出願者は、入学願書に必要事項を記入し、入学考査料として2,200円分の岐阜県収入証紙及び出願前6か月以内に撮影した無帽・正面上半身の写真（縦4cm、横3cm）をそれぞれ所定の欄に貼付して中学校長に提出する。

(イ) 中学校長は、各出願者の「調査書」（別記第2号様式）その他の必要な書類を作成し、入学願書とともに、出願の期間内に、各出願先高等学校長に提出しなければならない。また、同時に、「評定分布一覧表」（別記第3号様式）を出願先高等学校ごとに1部ずつ提出する。

(ウ) 出願者のうち、欠席日数の多い者は、「自己申告書」（別記第7号様式）を提出

することができる。

a 自己申告書は、出願者及び保護者が記入し、中学校名及び出願者氏名を記入した封筒に入れて中学校長に提出する。

b 中学校長は、自己申告書が提出された場合、これを入学願書、調査書等とともに、出願先高等学校長に提出しなければならない。

イ 受検票の交付

高等学校長は、入学願書の受付と同時に、受検票を交付する。

(4) 出願先の変更

ア 出願先の高等学校又は学科を変更しようとする者は、1回に限り変更することができる。また、第2志望（第3志望が認められる場合は、これを含む。）及び「I 全日制の課程」の「第2 第一次選抜」の「3 出願」の「(1) 出願校の選定」のイの独自検査の選定（2ページ参照）についても同様とする。

イ 変更にあたって入学願書の返付を受けた場合は、第2志望を変更する場合（第3志望が認められる場合は、これを含む。）及び「I 全日制の課程」の「第2 第一次選抜」の「3 出願」の「(1) 出願校の選定」のイの独自検査の選定（2ページ参照）を変更する場合を除いて、元の出願先の学科へ再出願することはできない。

ウ 出願先の変更期間は、平成31年2月22日（金）から2月27日（水）までとする。ただし、2月23日（土）、2月24日（日）は除く。

受付は、午前9時から午後4時（2月27日（水）にあっては正午）までとする。

エ 出願先の変更手続は、次のとおりとする。

(ア) 出願先を変更しようとする者は、中学校長に、「出願先変更願」（別記第8号様式）及び受検票を提出する。

(イ) 中学校長は、出願先の変更を申し出た者の出願先変更願及び受検票と引換えに、提出済みの入学願書、調査書等の書類の返付を高等学校長に求める。

(ロ) 入学願書、調査書等の書類の返付を求められた高等学校長は、入学願書の裏面に証明押印の上、受領済みの入学願書、調査書等の書類を返付する。

(ハ) 出願先の変更を申し出た者は、返付された入学願書に記入された高等学校、学科の名称等を書き改める。この場合、中学校長がこれを行うことができる。

(ニ) 中学校長は、出願先等を変更した入学願書、調査書等を新たに出願する高等学校長に提出する。

なお、評定分布一覧表の提出が必要となる学校に出願先を変更する場合には、併せて提出する。

(ホ) 出願先の変更による入学願書を受け付けた高等学校長は、受付と同時に受検票を交付する。

オ 出願した者が、やむを得ない事情により、検査当日の欠席が確実となった場合は、出願先の変更期間内に出願の取り下げができる。ただし、再出願することはできない。なお、出願の取り下げ手続は、次のとおりとする。

(ア) 出願を取り下げようとする者は、中学校長に、「出願取下願」（別記第9号様式）

及び受検票を提出する。

- (イ) 中学校長は、出願の取下げを申し出た者の出願取下願及び受検票と引換えに、提出済みの入学願書、調査書等の書類の返付を高等学校長に求める。
- (ウ) 入学願書、調査書等の書類の返付を求められた高等学校長は、受領済みの入学願書、調査書等の書類を返付する。その際、入学願書裏面の証明は不要である。
- (エ) 中学校長は、出願の取下げを申し出た者の入学願書等を本人に返付する。

4 検査の内容等

(1) 標準検査

出願者は、標準検査を受けなければならない。

ア 標準検査の内容

この要項に定める第一次選抜学力検査を実施する。また、高等学校長は、その定めるところにより、面接を実施することができる。音楽科及び美術科においては、実技検査を実施する。

なお、面接の実施の有無については、平成30年7月末日までに県教育委員会において発表する。また、各高等学校における面接、実技検査の概要、実施期日、実施方法等については、平成30年10月末日までにそれぞれの高等学校において発表し、学校のホームページ上に掲載する。

イ 第一次選抜学力検査

第一次選抜学力検査は、県教育委員会で作成した問題により、「国語」、「社会」、「数学」、「理科」及び「英語（放送を聞いて答える問題を含む。以下同じ。）」の5教科において実施する。

ウ 第一次選抜学力検査の実施期日及び日程

期 日	時 間 帯	教 科
平成31年 3月7日（木）	9：20～10：10	国 語
	10：30～11：20	数 学
	11：40～12：30	英 語
	12：30～13：20	(昼 食)
	13：20～14：10	理 科
	14：30～15：20	社 会

エ 面接、実技検査の実施期日

平成31年3月7日（木）又は3月8日（金）

オ 第一次選抜学力検査の配点

第一次選抜学力検査の配点は、各教科100点とする。

ただし、理数科及び国際コミュニケーション科においては、各高等学校長の定めるところにより、傾斜配点を実施することができる。この場合、傾斜配点を実施する教科については、次のとおりとする。

- (ア) 理数科においては、数学及び理科のうちから1教科又は2教科
- (イ) 国際コミュニケーション科においては、英語

また、傾斜配点を実施する教科の得点に傾斜をかける倍率は、1.5倍を限度とする。

なお、傾斜配点を実施する高等学校の名称及び学科並びに傾斜配点を実施する教科及び配点については、平成30年7月末日までに県教育委員会において発表する。

カ 検査場

原則として、出願先高等学校とする。

キ 携行品

(ア) 受検票、鉛筆又はシャープペンシル、消しゴム、コンパス、直定規

(イ) その他受検に必要な携行品については、各高等学校長が定める。

(2) 独自検査

高等学校長は、その定めるところにより、学科等の専門領域における実技能力や部活動等の実績を特に重視して評価することを目的として、独自検査を実施することができる。なお、「I 全日制の課程」の「第2 第一次選抜」の「3 出願」の「(1) 出願校の選定」のイ（2ページ参照）において独自検査の受検を選定した者は、標準検査に加えて、独自検査を受けなければならない。

ア 募集人員の割合

高等学校長は、独自検査を含む選抜による募集人員の割合を当該学科の入学定員の30%を上限として定める。

イ 独自検査の内容

高等学校長は、面接、小論文、実技検査及び自己表現のうちから、実施する検査を決定する。

なお、募集人員の割合、実施する検査、選抜の要件等については、平成30年7月末日までに県教育委員会において発表する。また、各高等学校における検査の概要、実施期日、実施方法等については、平成30年10月末日までにそれぞれの高等学校において発表し、学校のホームページ上に掲載する。

ウ 独自検査の実施期日

平成31年3月7日（木）又は3月8日（金）

エ 検査場

原則として、出願先高等学校とする。

オ 携行品

(ア) 受検票

(イ) その他受検に必要な携行品については、各高等学校長が定める。

5 選抜方法

高等学校長は、校長、副校長、教頭及び適宜の人数の教諭から成る入学者選抜委員会を組織し、選抜の厳正を期する。

(1) 調査書の評定の取扱いについて

調査書に記入された「2 各教科の学習の記録」の評定（目標に準拠した5段階の評

定)については、「第1学年と第2学年(義務教育学校においては第7学年と第8学年)の各教科の評定の合計値」と「第3学年(義務教育学校においては第9学年)の各教科の評定の合計値を2倍した値」の和を用いる。

(2) 標準検査のみを実施する学科について

高等学校長は、中学校長から提出された各出願者の調査書の記録(出願者から自己申告書が提出された場合は、これを含む。)及び標準検査の結果に基づいて、総合的に審査し、入学者の選抜に当たる。この際、調査書の評定と第一次選抜学力検査の結果の比率については、7:3、6:4、5:5、4:6又は3:7のうちから各高等学校長が定める。

なお、各学科の比率については、平成30年7月末日までに県教育委員会において発表する。

(3) 標準検査及び独自検査を実施する学科について

ア 高等学校長は、独自検査を受検した者について、中学校長から提出された各出願者の調査書の記録(出願者から自己申告書が提出された場合は、これを含む。)、標準検査及び独自検査の結果に基づいて、総合的に審査し、入学者の選抜に当たる。

この際、独自検査を含む選抜における出願者の第2志望(第3志望を認める場合は、これを含む。)を含めて、選抜に当たる。

イ 高等学校長は、アにより合格となる者を除いた全ての受検者を対象として、中学校長から提出された各出願者の調査書の記録(出願者から自己申告書が提出された場合は、これを含む。)及び標準検査の結果に基づいて、総合的に審査し、入学者の選抜に当たる。この際、調査書の評定と第一次選抜学力検査の結果の比率については、7:3、6:4、5:5、4:6又は3:7のうちから各高等学校長が定める。

なお、各学科の比率については、平成30年7月末日までに県教育委員会において発表する。

6 帰国生徒等に係る入学者の選抜

帰国生徒等に係る入学者の選抜への出願を希望する場合には「第5 帰国生徒等に係る入学者の選抜」(16~19ページ参照)による。

7 外国人生徒等に係る入学者の選抜

外国人生徒等に係る入学者の選抜への出願を希望する場合には「第6 外国人生徒等に係る入学者の選抜」(20~23ページ参照)による。

8 合格者の発表等

(1) 発表の日時

平成31年3月14日(木) 午前9時

(2) 発表の方法等

高等学校長は、合格者の受検番号を掲示して発表するとともに、合格者に「合格通知書」（別記第4号様式）を交付する。また、「入学者選抜結果通知書」（別記第5号様式）により中学校長に合否の結果を通知する。

なお、「I 全日制の課程」の「第2 第一次選抜」の「5 選抜方法」の「(3) 標準検査及び独自検査を実施する学科について」のアによる選抜結果（7ページ参照）については、合格通知書及び入学者選抜結果通知書にその旨を記載する。

9 入学辞退の手続

(1) 岐阜県立高等学校に合格した者が、入学を辞退する場合は、速やかに、「入学辞退届」（別記第10号様式）を中学校長に提出する。

(2) 中学校長は、入学辞退届を高等学校長に提出する。

第3 県外からの出願

1 一家転住等による「岐阜県立高等学校出願承認願」の提出手続等

(1) 「岐阜県立高等学校出願承認願」の提出手続

県外に居住する者で、一家転住その他のやむを得ない事情により岐阜県立高等学校へ出願しようとする者（県外募集実施校に係る入学者の選抜により県外からの募集を行う学科へ出願しようとする者を除く。）は、以下に示す手続により、「岐阜県立高等学校出願承認願」（別記第12号様式）を提出しなければならない。ただし、土曜日、日曜日及び祝日は除く。

ア 提出書類等

(ア) 「岐阜県立高等学校出願承認願」（別記第12号様式）

(イ) 添付書類等

a 当該事情を証明するに足る書類（任意の様式）

b 宛先明記の返信用封筒

（簡易書留による郵送に必要な392円分の切手を貼った12cm×23.5cmの封筒）

イ 提出先及び提出期間等

(ア) 提出先 出願先高等学校長

第一次選抜と第二次選抜（24～26ページ参照）のそれぞれ1校に限る。

(イ) 提出期間 平成31年1月7日（月）から1月25日（金）まで

ただし、一家転住その他のやむを得ない事情のある場合で、1月26日（土）以降にその事情が判明した者については、第一次選抜においては2月21日（木）まで、第二次選抜においては3月14日（木）まで、岐阜県立高等学校出願承認願を提出することができる。

この場合、第一次選抜において2月21日（木）以降に、第二次選抜において3月15日（金）に出願承認を得た者は、出願先の変更期間内（第二次選抜においては変更期日）に、岐阜県立高等学校へ新たに出願することができる。

(2) 「岐阜県立高等学校出願承認願」の審査

岐阜県立高等学校出願承認願の提出があった場合は、当該承認願を受領した高等学校において速やかに「出願承認審査会」を設けて審査し、承認した者に対しては「岐阜県立高等学校出願承認書」（別記第13号様式）を、不承認とした者に対してはその旨の文書を、平成31年2月1日（金）以降に発送する。

ただし、一家転住その他のやむを得ない事情のある場合で、第一次選抜において2月21日（木）までに岐阜県立高等学校出願承認願の提出のあった者に対しては、2月22日（金）までに、また、第二次選抜において3月14日（木）までに岐阜県立高等学校出願承認願の提出のあった者に対しては、3月15日（金）までに、岐阜県立高等学校出願承認書又は出願不承認の文書を発送する。

なお、岐阜県立高等学校出願承認願の記載に虚偽のあることが判明したときは、承認を取り消すものとする。

(3) 出願先の変更

第一次選抜については「I 全日制の課程」の「第2 第一次選抜」の「3 出願」の

「(4) 出願先の変更」(4～5ページ参照)に、第二次選抜については「Ⅰ 全日制の課程」の「第7 第二次選抜」の「3 出願」の「(4) 出願先の変更」(24～25ページ参照)に準ずる。ただし、Ⅰの第2の3の(4)のエの出願先の変更手続については、次のとおりとし、中学校長が行う手続については、出願者又は保護者等が行うことができる。

- ア 出願先を変更しようとする者は、中学校長に申し出る。
- イ 中学校長は、受検票と引換えに、提出済みの入学願書、調査書、出願承認書等の書類の返付を高等学校長に求める。
- ウ 入学願書、調査書、出願承認書等の書類の返付を求められた高等学校長は、入学願書の裏面に証明押印の上、受領済みの入学願書、調査書、出願承認書等の書類を返付する。
- エ 中学校長は、返付された入学願書に記入された高等学校、学科の名称等を書き改めて、調査書、出願承認書等とともに、新たに出願する高等学校長に提出する。
- オ 出願先の変更による入学願書を受け付けた高等学校長は、受付と同時に受検票を交付する。

2 県外募集実施校に係る入学者の選抜

(1) 実施校等

ア 県外募集実施校及び分野については次の表のとおりとし、全日制の課程の第一次選抜において実施する。

学 校 名	分 野
加納高等学校	音楽
不破高等学校	スポーツチャンバラ
海津明誠高等学校	ヨット
関有知高等学校	ライフル射撃
八百津高等学校	ボート、カヌー
東濃高等学校	ロボコン
多治見工業高等学校	セラミック
恵那農業高等学校	園芸
坂下高等学校	福祉
高山工業高等学校	建築インテリア
飛驒神岡高等学校	ロボット

イ 募集する学科

県外募集実施校に係る入学者の選抜により県外からの募集を行う学科については、平成30年7月末日までに県教育委員会において発表する。

(2) 出願資格

県外募集実施校に係る入学者の選抜により県外からの募集を行う学科に出願できる者は、「Ⅰ 全日制の課程」の「第2 第一次選抜」の「1 出願資格」(1ページ参照)の(1)から(3)までに定めるいずれかの出願資格を有する者で、「Ⅰ 全日制の課程」の「第3 県外からの出願」の「2 県外募集実施校に係る入学者の選抜」の「(1) 実施校等」のアの表の分野に関心・意欲があり、かつ、「入学誓約書」(別記第14号様式)を提出することができる県外に居住する者。

(3) 募集人員

県外募集実施校に係る入学者の選抜により県外からの募集を行う学科における県外からの募集人員は、県教育委員会において決定し、別に公示するところによる。

(4) 出願

ア 出願校の選定

「Ⅰ 全日制の課程」の「第3 県外からの出願」の「2 県外募集実施校に係る入学者の選抜」の「(1) 実施校等」の「イ 募集する学科」（10ページ参照）の中から、1つの高等学校の1つの学科を選定する。

なお、第2志望（第3志望が認められる場合は、これを含む。）、独自検査の受検の選定及び障がいなどによる受検上の配慮については、「Ⅰ 全日制の課程」の「第2 第一次選抜」の「3 出願」の「(1) 出願校の選定」のアからウ（2～3ページ参照）に準ずる。

イ 出願の期間

「Ⅰ 全日制の課程」の「第2 第一次選抜」の「3 出願」の「(2) 出願の期間」（3ページ参照）に同じである。

ウ 出願等の手続

(ア) 入学願書等の提出

「Ⅰ 全日制の課程」の「第2 第一次選抜」の「3 出願」の「(3) 出願の手続」（3～4ページ参照）に同じである。また、入学誓約書を入学願書に添付し、出願先高等学校長に提出しなければならない。

(イ) 出願先の変更

「Ⅰ 全日制の課程」の「第2 第一次選抜」の「3 出願」の「(4) 出願先の変更」（4～5ページ参照）に準ずる。ただし、Ⅰの第2の3の(4)のエの出願先の変更手続については、次のとおりとし、中学校長が行う手続については、出願者又は保護者等が行うことができる。

- a 出願先を変更しようとする者は、中学校長に申し出る。
- b 中学校長は、受検票と引換えに、提出済みの入学願書、調査書、入学誓約書等の書類の返付を高等学校長に求める。
- c 入学願書、調査書、入学誓約書等の書類の返付を求められた高等学校長は、入学願書の裏面に証明押印の上、受領済みの入学願書、調査書、入学誓約書等の書類を返付する。
- d 中学校長は、返付された入学願書に記入された高等学校、学科の名称等を書き改めて、調査書等とともに、新たに「出願する高等学校長」に提出する。なお、出願先を変更しようとする者は、入学誓約書を新たに作成し入学願書に添付する。
- e 出願先の変更による入学願書を受け付けた高等学校長は、受付と同時に受検票を交付する。

なお、一家転住その他のやむを得ない事情のある場合で、県外募集実施校に係る入学者の選抜により県外からの募集を行う学科以外へ出願先を変更しようとする者は、「Ⅰ 全日制の課程」の「第3 県外からの出願」の「1 一家転住等による

「岐阜県立高等学校出願承認願」の提出手続等」の「(1) 「岐阜県立高等学校出願承認願」の提出手続」(9ページ参照)により、岐阜県立高等学校出願承認願を提出しなければならない。

(5) 検査の内容等

「I 全日制の課程」の「第2 第一次選抜」の「4 検査の内容等」(5～6ページ参照)に同じである。

また、高等学校長は、「I 全日制の課程」の「第3 県外からの出願」の「2 県外募集実施校に係る入学者の選抜」の「(1) 実施校等」のアの表の分野に係る面接を実施することができる。

なお、面接の実施の有無については、平成30年7月末日までに県教育委員会において発表する。また、各高等学校における面接の概要、実施期日、実施方法等については、平成30年10月末日までにそれぞれの高等学校において発表し、学校のホームページ上に掲載する。

第4 連携型の中高一貫教育校に係る入学者選抜

1 実施校

連携型高等学校（1 ページ参照）においては、連携型の中高一貫教育校に係る入学者選抜（以下「連携型選抜」という。）を実施する。

2 出願資格

連携型中学校（1 ページ参照）を平成31年3月卒業見込みの者で、各連携型高等学校長が定める中高連携した教育活動の記録（以下「中高連携した教育活動の記録」という。）を提出できる者とする。

なお、連携型高等学校長は、中高連携した教育活動の記録の内容及び様式を平成30年7月末日までに連携型中学校長に通知する。

3 募集人員

募集人員は入学定員とする。

4 出 願

(1) 出願学科の選定

出願者は、連携型高等学校の1つの学科を選定し、出願する。

障がいなどにより受検上の配慮を希望する者は、事前に連携型中学校長に申し出る。連携型中学校長は可能な限り平成31年1月末日までに、「受検上の配慮申請書」（別記第6号様式）を連携型高等学校長に提出する。連携型高等学校長は、県教育委員会と協議の上、受検上の配慮をすることができる。

(2) 出願の期間

平成31年2月18日（月）から2月21日（木）まで

受付は、午前9時から午後4時（2月21日（木）にあっては正午）までとする。

(3) 出願の手続

ア 入学願書等の提出

(ア) 出願者は、「入学願書」（別記第1号様式）に必要事項を記入し、入学考査料として2,200円分の岐阜県収入証紙及び出願前6か月以内に撮影した無帽・正面上半身の写真（縦4cm、横3cm）をそれぞれ所定の欄に貼付して、中高連携した教育活動の記録等とともに、連携型中学校長に提出する。

(イ) 連携型中学校長は、各出願者の「調査書」（別記第2号様式）その他の必要な書類を作成し、入学願書及び中高連携した教育活動の記録とともに、出願の期間内に、連携型高等学校長に提出しなければならない。また、同時に、「評定分布一覧表」（別記第3号様式）を連携型高等学校長に提出する。

(ウ) 出願者のうち、欠席日数の多い者は、「自己申告書」（別記第7号様式）を提出

することができる。

a 自己申告書は、出願者及び保護者が記入し、中学校名及び出願者氏名を記入した封筒に入れて連携型中学校長に提出する。

b 連携型中学校長は、自己申告書が提出された場合、これを入学願書、調査書等とともに、連携型高等学校長に提出しなければならない。

イ 受検票の交付

連携型高等学校長は、入学願書の受付と同時に、受検票を交付する。

(4) 出願先の変更

出願先の変更については、「I 全日制の課程」の「第2 第一次選抜」の「3 出願」の「(4) 出願先の変更」(4～5ページ参照)に準ずる。ただし、出願先の変更により連携型高等学校へ新たに出願する者は、中高連携した教育活動の記録を連携型中学校長に提出する。

5 選 抜

(1) 検 査

ア 検査の内容

面接を実施する。また、連携型高等学校長は、その定めるところにより、この要項に定める第一次選抜学力検査、各連携型高等学校で作成する学力に関する検査及び小論文を実施することができる。

なお、各連携型高等学校の実施する検査については、平成30年7月末日までに県教育委員会において発表する。また、各連携型高等学校の検査の概要、実施期日、実施方法等については、平成30年10月末日までにそれぞれの連携型高等学校において発表し、学校のホームページ上に掲載する。

イ 検査の実施期日及び日程

平成31年3月7日(木)又は3月8日(金)

ただし、各連携型高等学校長の定めるところにより、検査を3月7日(木)及び3月8日(金)の両日にわたって実施することができる。

検査の日程については、各連携型高等学校長が定める。ただし、第一次選抜学力検査を実施する高等学校は、「国語」、「社会」、「数学」、「理科」又は「英語」の5教科のうち、実施する教科を定め、次の日程で実施する。

期 日	時 間 帯	教 科
平成31年 3月7日(木)	9:20~10:10	国 語
	10:30~11:20	数 学
	11:40~12:30	英 語
	12:30~13:20	(昼 食)
	13:20~14:10	理 科
	14:30~15:20	社 会

ウ 検査場

原則として、出願先の連携型高等学校とする。

エ 携行品

(ア) 受検票

(イ) 第一次選抜学力検査を受検する場合は、(ア)に加えて、鉛筆又はシャープペンシル、消しゴム、コンパス、直定規

(ウ) その他受検に必要な携行品については、各連携型高等学校長が定める。

(2) 入学者の選抜方法

連携型高等学校長は、校長、教頭及び適宜の人数の教諭から成る入学者選抜委員会を組織し、選抜の厳正を期する。

連携型高等学校長は、連携型中学校長から提出された各出願者の調査書の記録（出願者から自己申告書が提出された場合は、これを含む。）、中高連携した教育活動の記録及び各連携型高等学校で実施した検査の結果に基づいて、総合的に審査し、入学者の選抜に当たる。

6 合格者の発表等

(1) 発表の日時

平成31年3月14日(木) 午前9時

(2) 発表の方法等

連携型高等学校長は、合格者の受検番号を掲示して発表するとともに、合格者に「合格通知書」（別記第4号様式）を交付する。また、「入学者選抜結果通知書」（別記第5号様式）により連携型中学校長に合否の結果を通知する。

7 入学辞退の手続

「I 全日制の課程」の「第2 第一次選抜」の「9 入学辞退の手続」（8ページ参照）に同じである。

第5 帰国生徒等に係る入学者の選抜

帰国生徒等については、次に定めるところにより、全日制の課程の第一次選抜において、特別の入学者選抜方法によることができる。

1 実施校

帰国生徒等に対する第一次選抜における特別の入学者選抜（以下「帰国生徒等入学者選抜」という。）は、全日制の課程の全ての高等学校の学科で実施する。

2 出願資格

帰国生徒等入学者選抜に出願できる者は、「I 全日制の課程」の「第2 第一次選抜」の「1 出願資格」（1ページ参照）に定める出願資格を有する者で、かつ、次の(1)及び(2)のいずれにも該当する者とする。

(1) 原則として、国外における生活が継続して2年以上で、帰国後2年以内の者。

ただし、国外における在学期間が長期にわたる者及び現地校に在学していた者については、帰国後2年を経過した場合でも、その事情によっては、出願資格を認定することがある。

(2) 保護者とともに県内に居住する者又は保護者とともに県内に居住することが確実な者。

ただし、保護者が引き続き国外に居住する場合は、県内に居住している確かな身元引受人のある者に限る。

3 募集人員

募集人員は、各高等学校の入学定員とは別に、各校3名程度とする。

4 「帰国生徒等入学者選抜出願承認願」の提出手続等

(1) 「帰国生徒等入学者選抜出願承認願」の提出手続

帰国生徒等入学者選抜に出願を希望する者は、あらかじめ次の手続により、「帰国生徒等入学者選抜出願承認願」（別記第16号様式）を提出しなければならない。

ア 提出書類等

(ア) 「帰国生徒等入学者選抜出願承認願」（別記第16号様式）

(イ) 添付書類等

a 「帰国に関する申立書」（別記第17号様式）

b その他、出願資格(1)及び(2)を証明するに足る書類（任意の様式）

c 宛先明記の返信用封筒（簡易書留による郵送に必要な392円分の切手を貼った12cm×23.5cmの封筒）

イ 提出先及び提出期間等

(ア) 提出先 岐阜県教育委員会 学校支援課

〒500-8570 岐阜市藪田南2丁目1番1号

(イ) 提出期間 平成31年1月7日（月）から1月25日（金）まで

ただし、一家転住その他のやむを得ない事情のある場合で、1月26日（土）以降にその事情が判明した者については、2月21日（木）まで帰国生徒等入学者選拔出願承認願を提出することができる。

この場合、2月21日（木）以降に出願承認を得た者は、出願先の変更期間内に、岐阜県立高等学校へ新たに出願することができる。

(2) 「帰国生徒等入学者選拔出願承認願」の審査

県教育委員会において、「出願承認審査会」を設けて審査し、承認した者に対しては「帰国生徒等入学者選拔出願承認書」（別記第20号様式）を、不承認とした者に対してはその旨の文書を、平成31年2月1日（金）以降に発送する。

ただし、一家転住その他のやむを得ない事情のある場合で、2月21日（木）までに帰国生徒等入学者選拔出願承認願の提出のあった者に対しては、2月22日（金）までに帰国生徒等入学者選拔出願承認書又は出願不承認の文書を発送する。

なお、帰国生徒等入学者選拔出願承認願の記載に虚偽のあることが判明したときは、承認を取り消すものとする。

5 出 願

(1) 出願校の選定

「I 全日制の課程」の「第2 第一次選抜」の「3 出願」の「(1) 出願校の選定」のア、ウ及びカ（2～3ページ参照）に同じである。

(2) 出願の期間

「I 全日制の課程」の「第2 第一次選抜」の「3 出願」の「(2) 出願の期間」（3ページ参照）に同じである。

(3) 出願の手続

ア 入学願書等の提出

(ア) 中学校に在学している者又は中学校を卒業した者が出願する場合は、「I 全日制の課程」の「第2 第一次選抜」の「3 出願」の「(3) 出願の手続」の「ア 入学願書等の提出」（3～4ページ参照）に準ずる。

なお、県教育委員会の発行する帰国生徒等入学者選拔出願承認書を「入学願書」（別記第1号様式）に添付しなければならない。

(イ) 国外の学校の課程を修了見込みの者又は修了した者が出願する場合は、出願先高等学校から入学願書の用紙の交付を受けて必要事項を記入し、入学考査料として2,200円分の岐阜県収入証紙及び出願前6か月以内に撮影した無帽・正面上半身の写真（縦4cm、横3cm）をそれぞれ所定の欄に貼付して、帰国生徒等入学者選拔出願承認書とともに出願先高等学校長に提出する。また、同時に、出願者の調査書又はこれに準ずる書類を提出する。

(ウ) 保護者が引き続き国外に居住する者は、(ア)又は(イ)の書類のほかに「身元引受書」(別記第22号様式)を提出する。

イ 受検票の交付

高等学校長は、入学願書の受付と同時に、受検票を交付する。

(4) 出願先の変更

「I 全日制の課程」の「第2 第一次選抜」の「3 出願」の「(4) 出願先の変更」(4～5ページ参照)に準ずる。

ただし、国外の学校の課程を修了見込みの者又は修了した者が出願する場合は、Iの第2の3の(4)のエの出願先の変更手続については、「I 全日制の課程」の「第3 県外からの出願」の「1 一家転住等による「岐阜県立高等学校出願承認願」の提出手続等」の「(3) 出願先の変更」(9～10ページ参照)に準ずる。

なお、帰国生徒等入学者選抜出願承認書の再発行が必要なので、速やかに県教育委員会学校支援課に申し出ること。

6 選 抜

(1) 検 査

ア 検査の内容

この要項に定める第一次選抜学力検査の「国語」、「数学」及び「英語」の3教科、面接並びに小論文を実施する。また、音楽科及び美術科においては、実技検査を実施する。

なお、各高等学校における面接、小論文及び実技検査の概要、実施期日、実施方法等については、平成30年10月末日までにそれぞれの高等学校において発表し、学校のホームページ上に掲載する。

イ 学力検査等の実施期日及び日程

期 日	時 間 帯	教 科
平成31年 3月7日(木)	9:20～10:10	国 語
	10:30～11:20	数 学
	11:40～12:30	英 語
	12:30～13:20	(昼 食)
	13:20～14:10	小 論 文
	14:30～	面 接

ウ 実技検査の実施期日

平成31年3月7日(木)又は3月8日(金)

エ 検査場

原則として、出願先高等学校とする。

オ 携行品

- (ア) 受検票、鉛筆又はシャープペンシル、消しゴム、コンパス、直定規
- (イ) その他受検に必要な携行品については、各高等学校長が定める。

(2) 入学者の選抜方法

高等学校長は、校長、副校長、教頭及び適宜の人数の教諭から成る入学者選抜委員会を組織し、選抜の厳正を期する。

高等学校長は、提出された各出願者の調査書又はこれに準ずる書類の記録（出願者から「自己申告書」（別記第7号様式）が提出された場合は、これを含む。）、第一次選抜学力検査、面接、小論文の結果及び実技検査を実施した場合にはその結果に基づいて、総合的に審査し、入学者の選抜に当たる。

7 合格者の発表等

(1) 発表の日時

平成31年3月14日（木） 午前9時

(2) 発表の方法等

高等学校長は、合格者の受検番号を掲示して発表するとともに、合格者に「合格通知書」（別記第4号様式）を交付する。また、「入学者選抜結果通知書」（別記第5号様式）により中学校長に合否の結果を通知する。

8 入学辞退の手続

「I 全日制の課程」の「第2 第一次選抜」の「9 入学辞退の手続」（8ページ参照）に同じである。

第6 外国人生徒等に係る入学者の選抜

外国人生徒等については、次に定めるところにより、全日制の課程の第一次選抜において、特別の入学者選抜方法によることができる。

1 実施校

外国人生徒等に対する第一次選抜における特別の入学者選抜（以下「外国人生徒等入学者選抜」という。）は、全日制の課程の全ての高等学校の学科で実施する。

2 出願資格

外国人生徒等入学者選抜に出願できる者は、「I 全日制の課程」の「第2 第一次選抜」の「1 出願資格」（1 ページ参照）に定める出願資格を有する者で、かつ、次の(1)及び(2)のいずれにも該当する者とする。

- (1) 外国籍を有する者で、原則として、国外における生活が継続して2年以上で、入国後3年以内の者。
- (2) 保護者とともに県内に居住する者又は保護者ととも県内に居住することが確実な者。
ただし、保護者が引き続き国外に居住する場合は、県内に居住している確かな身元引受人のある者に限る。

3 募集人員

募集人員は、各高等学校の入学定員とは別に、各校3名程度とする。

4 「外国人生徒等入学者選抜出願承認願」の提出手続等

- (1) 「外国人生徒等入学者選抜出願承認願」の提出手続

外国人生徒等入学者選抜に出願を希望する者は、あらかじめ次の手続により、「外国人生徒等入学者選抜出願承認願」（別記第18号様式）を提出しなければならない。

ア 提出書類等

- (ア) 「外国人生徒等入学者選抜出願承認願」（別記第18号様式）
- (イ) 添付書類等
 - a 「入国に関する申立書」（別記第19号様式）
 - b その他、出願資格(1)及び(2)を証明するに足る書類（任意の様式）
 - c 宛先明記の返信用封筒（簡易書留による郵送に必要な392円分の切手を貼った12cm×23.5cmの封筒）

イ 提出先及び提出期間等

- (ア) 提出先 岐阜県教育委員会 学校支援課
〒500-8570 岐阜市藪田南2丁目1番1号
- (イ) 提出期間 平成31年1月7日（月）から1月25日（金）まで
ただし、一家転住その他のやむを得ない事情のある場合で、1月26日（土）以降にその事情が判明した者については、2月21日（木）まで外国人生徒等入学者

選拔出願承認願を提出することができる。

この場合、2月21日（木）以降に出願承認を得た者は、出願先の変更期間内に、岐阜県立高等学校へ新たに出願することができる。

(2) 「外国人生徒等入学者選拔出願承認願」の審査

県教育委員会において、「出願承認審査会」を設けて審査し、承認した者に対しては「外国人生徒等入学者選拔出願承認書」（別記第21号様式）を、不承認とした者に対してはその旨の文書を、平成31年2月1日（金）以降に発送する。

ただし、一家転住その他のやむを得ない事情のある場合で、2月21日（木）までに外国人生徒等入学者選拔出願承認願の提出のあった者に対しては、2月22日（金）までに外国人生徒等入学者選拔出願承認書又は出願不承認の文書を発送する。

なお、外国人生徒等入学者選拔出願承認願の記載に虚偽のあることが判明したときは、承認を取り消すものとする。

5 出 願

(1) 出願校の選定

「I 全日制の課程」の「第2 第一次選抜」の「3 出願」の「(1) 出願校の選定」のア、ウ及びカ（2～3ページ参照）に同じである。

(2) 出願の期間

「I 全日制の課程」の「第2 第一次選抜」の「3 出願」の「(2) 出願の期間」（3ページ参照）に同じである。

(3) 出願の手続

ア 入学願書等の提出

(ア) 中学校に在学している者又は中学校を卒業した者が出願する場合は、「I 全日制の課程」の「第2 第一次選抜」の「3 出願」の「(3) 出願の手続」の「ア 入学願書等の提出」（3～4ページ参照）に準ずる。

なお、県教育委員会の発行する外国人生徒等入学者選拔出願承認書を「入学願書」（別記第1号様式）に添付しなければならない。

(イ) 国外の学校の課程を修了見込みの者又は修了した者が出願する場合は、出願先高等学校から入学願書の用紙の交付を受けて必要事項を記入し、入学考査料として2,200円分の岐阜県収入証紙及び出願前6か月以内に撮影した無帽・正面上半身の写真（縦4cm、横3cm）をそれぞれ所定の欄に貼付して、外国人生徒等入学者選拔出願承認書とともに出願先高等学校長に提出する。また、同時に、出願者の調査書又はこれに準ずる書類を提出する。

(ウ) 保護者が引き続き国外に居住する者は、(ア)又は(イ)の書類のほかに「身元引受書」（別記第22号様式）を提出する。

イ 受検票の交付

高等学校長は、入学願書の受付と同時に、受検票を交付する。

(4) 出願先の変更

「Ⅰ 全日制の課程」の「第2 第一次選抜」の「3 出願」の「(4) 出願先の変更」(4～5ページ参照)に準ずる。

ただし、国外の学校の課程を修了見込みの者又は修了した者が出願する場合は、Ⅰの第2の3の(4)のエの出願先の変更手続については、「Ⅰ 全日制の課程」の「第3 県外からの出願」の「1 一家転住等による「岐阜県立高等学校出願承認願」の提出手続等」の「(3) 出願先の変更」(9～10ページ参照)に準ずる。

なお、外国人生徒等入学者選抜出願承認書の再発行が必要なので、速やかに県教育委員会学校支援課に申し出ること。

6 選 抜

(1) 検 査

ア 検査の内容

この要項に定める第一次選抜学力検査の「国語」、「数学」及び「英語」の3教科、面接並びに小論文を実施する。ただし、高等学校長の定めるところにより、第一次選抜学力検査に代えて、各高等学校で作成する外国人生徒等学力検査を実施することができる。また、音楽科及び美術科においては、実技検査を実施する。

外国人生徒等学力検査の実施の有無については、平成30年7月末日までに県教育委員会において発表する。また、各高等学校における面接、小論文、外国人生徒等学力検査及び実技検査の概要、実施期日、実施方法等については、平成30年10月末日までにそれぞれの高等学校において発表し、学校のホームページ上に掲載する。

イ 学力検査等の実施期日及び日程

平成31年3月7日(木)

ただし、各高等学校長の定めるところにより、検査を3月7日(木)及び3月8日(金)の両日にわたって実施することができる。

第一次選抜学力検査を実施する場合の学力検査等の日程は、次のとおりとする。

なお、外国人生徒等学力検査を実施する場合の日程は、各高等学校長の定めるところによる。

期 日	時 間 帯	教 科
平成31年 3月7日(木)	9:20~10:10	国 語
	10:30~11:20	数 学
	11:40~12:30	英 語
	12:30~13:20	(昼 食)
	13:20~14:10	小 論 文
	14:30~	面 接

ウ 実技検査の実施期日

平成31年3月7日(木)又は3月8日(金)

エ 検査場

原則として、出願先高等学校とする。

オ 携行品

(ア) 受検票、鉛筆又はシャープペンシル、消しゴム、コンパス、直定規

(イ) その他受検に必要な携行品については、各高等学校長が定める。

(2) 入学者の選抜方法

高等学校長は、校長、副校長、教頭及び適宜の人数の教諭から成る入学者選抜委員会を組織し、選抜の厳正を期する。

ア 高等学校長は、提出された各出願者の調査書又はこれに準ずる書類の記録（出願者から「自己申告書」（別記第7号様式）が提出された場合は、これを含む。）、第一次選抜学力検査又は外国人生徒等学力検査、面接、小論文の結果及び実技検査を実施した場合はその結果に基づいて、総合的に審査し、入学者の選抜に当たる。

イ 高等学校長は、県教育委員会と協議の上、募集人員を上回って合格者を決定することができる。

7 合格者の発表等

(1) 発表の日時

平成31年3月14日(木) 午前9時

(2) 発表の方法等

高等学校長は、合格者の受検番号を掲示して発表するとともに、合格者に「合格通知書」（別記第4号様式）を交付する。また、「入学者選抜結果通知書」（別記第5号様式）により中学校長に合否の結果を通知する。

8 入学辞退の手続

「I 全日制の課程」の「第2 第一次選抜」の「9 入学辞退の手続」（8ページ参照）に同じである。

第7 第二次選抜

1 出願資格

「I 全日制の課程」の「第2 第一次選抜」の「1 出願資格」（1 ページ参照）に該当し、かつ、公立高等学校に合格していない者とする。

2 募集人員

第一次選抜及び連携型選抜の合格者発表時に、当該選抜による合格者数の合計に帰国生徒等入学者選抜及び外国人生徒等入学者選抜における合格者数を加えた数が入学定員に満たない学科において、入学定員から第一次選抜、連携型選抜、帰国生徒等入学者選抜及び外国人生徒等入学者選抜における合格者数の合計を減じた数を募集人員とし、平成31年3月14日（木）に県教育委員会及び各高等学校において発表する。

なお、第一次選抜及び連携型選抜の合格者発表時に、当該選抜による合格者数の合計に帰国生徒等入学者選抜及び外国人生徒等入学者選抜における合格者数を加えた数が入学定員を満たしている学科については、第二次選抜は実施しない。

3 出願

(1) 出願校の選定

「I 全日制の課程」の「第2 第一次選抜」の「3 出願」の「(1) 出願校の選定」のア、ウ及びエ（2～3 ページ参照）に同じである。

(2) 出願の期日

平成31年3月15日（金）

受付は、午前9時から午後4時までとする。

ただし、一家転住その他のやむを得ない事情のある場合で、第二次選抜において、岐阜県立高等学校への出願承認を3月15日（金）に得た者については、「I 全日制の課程」の「第7 第二次選抜」の「3 出願」の「(4) 出願先の変更」の出願先の変更期日（25 ページ参照）に新たに出願することができる。この場合、出願先の変更は認められない。

(3) 出願の手続

「I 全日制の課程」の「第2 第一次選抜」の「3 出願」の「(3) 出願の手続」（3～4 ページ参照）に準ずる。ただし、先の第一次選抜又は連携型選抜において「評定分布一覧表」（別記第3号様式）を提出した高等学校への評定分布一覧表の再度の提出は不要である。

なお、中学校長は、出願書類の提出に際し「第二次選抜出願資格証明書」（別記第11号様式）を作成して添付しなければならない。

(4) 出願先の変更

「I 全日制の課程」の「第2 第一次選抜」の「3 出願」の「(4) 出願先の変更」（4～5 ページ参照）に準ずる。ただし、第二次選抜において、独自検査は実施しない。なお、第二次選抜出願資格証明書の再度の提出は不要である。

また、出願先の変更期日は、平成31年3月18日（月）とし、受付は午前9時から午後4時までとする。

4 選 抜

(1) 検 査

ア 検査の内容

面接を実施する。また、高等学校長は、その定めるところにより、この要項に定める第二次選抜学力検査及び小論文を実施することができる。また、音楽科及び美術科においては、実技検査を実施する。

なお、各高等学校で実施する検査については、平成30年7月末日までに県教育委員会において発表する。また、各高等学校が実施する検査の概要、実施方法等については、平成30年10月末日までにそれぞれの高等学校において発表し、学校のホームページ上に掲載する。

イ 第二次選抜学力検査

第二次選抜学力検査は、県教育委員会で作成した問題により、「国語」、「社会」、「数学」、「理科」及び「英語（放送を聞いて答える問題は含まない。）」の5教科において実施する。各教科の配点は100点とする。

ウ 検査の実施期日及び日程

平成31年3月19日（火）

検査の日程については、各高等学校長が定める。ただし、第二次選抜学力検査を実施する高等学校は、「国語」、「社会」、「数学」、「理科」又は「英語（放送を聞いて答える問題は含まない。）」の5教科のうち、実施する教科を定め、次の日程で実施する。

期 日	時 間 帯	教 科
平成31年 3月19日（火）	9：20～9：50	国 語
	10：05～10：35	数 学
	10：50～11：20	英 語
	11：35～12：05	理 科
	12：20～12：50	社 会

エ 検査場

原則として、出願先高等学校とする。

オ 携行品

(ア) 受検票

(イ) 第二次選抜学力検査を受検する場合は、(ア)に加えて、鉛筆又はシャープペンシル、消しゴム、コンパス、直定規

(ウ) その他受検に必要な携行品については、各高等学校長が定める。

(2) 入学者の選抜方法

高等学校長は、校長、副校長、教頭及び適宜の人数の教諭から成る入学者選抜委員会を組織し、選抜の厳正を期する。

また、「調査書」（別記第2号様式）に記入された「2 各教科の学習の記録」の評定（目標に準拠した5段階の評定）については、「第1学年と第2学年（義務教育学校においては第7学年と第8学年）の各教科の評定の合計値」と「第3学年（義務教育学校においては第9学年）の各教科の評定の合計値を2倍した値」の和を用いる。

高等学校長は、中学校長から提出された各出願者の調査書の記録（出願者から「自己申告書」（別記第7号様式）が提出された場合は、これを含む。）及び各高等学校で実施した検査の結果に基づいて、総合的に審査し、入学者の選抜に当たる。

5 合格者の発表等

(1) 発表の日時

平成31年3月22日（金） 午前9時

(2) 発表の方法等

高等学校長は、合格者の受検番号を掲示して発表するとともに、合格者に「合格通知書」（別記第4号様式）を交付する。また、「入学者選抜結果通知書」（別記第5号様式）により中学校長に合否の結果を通知する。

6 入学辞退の手続

「I 全日制の課程」の「第2 第一次選抜」の「9 入学辞退の手続」（8ページ参照）に同じである。

Ⅱ 定 時 制 の 課 程

第1 入学定員

県教育委員会において決定し、別に公示するところによる。

第2 第一次選抜

1 出願資格

「Ⅰ 全日制の課程」の「第2 第一次選抜」の「1 出願資格」（1ページ参照）に同じである。

2 募集人員

募集人員は、入学定員とする。

3 出 願

(1) 出願校の選定

出願者は、定時制の課程の岐阜県立高等学校の中から、1つの高等学校の1つの学科又は部（入学者の募集の単位としての学科又は部をいう。以下同じ。）を選定し、出願することができる。

ただし、Ⅰ部、Ⅱ部、Ⅲ部を設置する高等学校においては、同一校の他の部を第2志望とすることができる。また、各高等学校長の定めるところにより、同一校の他の部について第3志望とすることを認めることができる。

高等学校長が出願者の第3志望を認めるかどうかについては、平成30年7月末日までに県教育委員会において発表する。

また、障がいなどにより受検上の配慮を希望する者は、事前に中学校長に申し出る。中学校長は可能な限り平成31年1月末日までに、「受検上の配慮申請書」（別記第6号様式）を出願しようとする高等学校長に提出する。高等学校長は、県教育委員会と協議の上、受検上の配慮をすることができる。

(2) 出願の期間

平成31年2月18日（月）から2月21日（木）まで

受付は、午前9時から午後4時（2月21日（木）にあつては正午）までとする。

(3) 出願の手続

ア 入学願書等の提出

(ア) 出願者は、「入学願書」（別記第1号様式）に必要事項を記入し、入学考査料として950円分の岐阜県収入証紙及び出願前6か月以内に撮影した無帽・正面上半身の写真（縦4cm、横3cm）をそれぞれ所定の欄に貼付して中学校長に提出する。

(イ) 中学校長は、各出願者の「調査書」（別記第2号様式）その他の必要な書類を作成し、入学願書とともに、出願の期間内に、各出願先高等学校長に提出しなければ

ならない。また、同時に、「評定分布一覧表」（別記第3号様式）を出願先高等学校ごとに1部ずつ提出する。

(ウ) 平成24年度以前に中学校を卒業した者については、調査書に代え、中学校の卒業を証明するに足る書類とすることができる。また、この場合には、評定分布一覧表の提出は不要である。

(エ) 出願者のうち、欠席日数の多い者は、「自己申告書」（別記第7号様式）を提出することができる。

a 自己申告書は、出願者及び保護者が記入し、中学校名及び出願者氏名を記入した封筒に入れて中学校長に提出する。

b 中学校長は、自己申告書が提出された場合、これを入学願書、調査書等とともに、出願先高等学校長に提出しなければならない。

イ 受検票の交付

高等学校長は、入学願書の受付と同時に、受検票を交付する。

(4) 出願先の変更

「I 全日制の課程」の「第2 第一次選抜」の「3 出願」の「(4) 出願先の変更」（4～5ページ参照）に準ずる。ただし、定時制の課程において、独自検査は実施しない。

また、全日制の課程に出願先を変更する場合は、入学考査料の差額1,250円分の岐阜県収入証紙を、入学願書の所定の欄に貼付する。

4 選 抜

(1) 検 査

ア 検査の内容

面接に加えて、この要項に定める第一次選抜学力検査又は各高等学校で作成する基礎的な学力をみる検査のうちから、高等学校長が定める検査を実施する。また、高等学校長は、その定めるところにより、小論文、実技検査及び自己表現を実施することができる。

なお、各高等学校が実施する検査については、平成30年7月末日までに県教育委員会において発表する。また、各高等学校が実施する検査の概要、実施方法等については、平成30年10月末日までにそれぞれの高等学校において発表し、学校のホームページ上に掲載する。

イ 検査の実施期日及び日程

平成31年3月7日（木）

ただし、各高等学校長の定めるところにより、検査を3月7日（木）及び3月8日（金）の両日にわたって実施することができる。

検査の日程については、各高等学校長が定める。ただし、第一次選抜学力検査を実施する高等学校は、「国語」、「社会」、「数学」、「理科」又は「英語」の5教科

のうち、実施する教科を定め、次の日程で実施する。

期 日	時 間 帯	教 科
平成31年 3月7日(木)	9:20~10:10	国 語
	10:30~11:20	数 学
	11:40~12:30	英 語
	12:30~13:20	(昼 食)
	13:20~14:10	理 科
	14:30~15:20	社 会

ウ 検査場

原則として、出願先高等学校とする。

エ 携行品

(ア) 受検票

(イ) 第一次選抜学力検査を受検する場合は、(ア)に加えて、鉛筆又はシャープペンシル、消しゴム、コンパス、直定規

(ウ) その他受検に必要な携行品については、各高等学校長が定める。

(2) 入学者の選抜方法

高等学校長は、校長、副校長、教頭及び適宜の人数の教諭から成る入学者選抜委員会を組織し、選抜の厳正を期する。

高等学校長は、中学校長から提出された各出願者の調査書の記録（出願者から自己申告書が提出された場合は、これを含む。）及び各高等学校で実施した検査の結果に基づいて、総合的に審査し、入学者の選抜に当たる。

5 合格者の発表等

「I 全日制の課程」の「第2 第一次選抜」の「8 合格者の発表等」（7～8ページ参照）に同じである。

6 入学辞退の手続

「I 全日制の課程」の「第2 第一次選抜」の「9 入学辞退の手続」（8ページ参照）に同じである。

7 県外からの出願

県外に居住する者で、一家転住その他のやむを得ない事情により岐阜県立高等学校へ出願しようとする者は、入学願書等を各出願先高等学校長に提出し、受検票の交付をもって出願承認を得たものとする。

第3 第二次選抜

1 出願資格

「Ⅰ 全日制の課程」の「第2 第一次選抜」の「1 出願資格」（1 ページ参照）に該当し、かつ、公立高等学校に合格していない者とする。

2 募集人員

第一次選抜の合格者発表時に、合格者数が入学定員に満たない学科又は部において、入学定員から第一次選抜の合格者数を減じた数を募集人員とし、平成31年3月14日（木）に県教育委員会及び各高等学校において発表する。

なお、第一次選抜の合格者発表時に入学定員を満たしている学科又は部については、第二次選抜を実施しない。

3 出 願

(1) 出願校の選定

「Ⅱ 定時制の課程」の「第2 第一次選抜」の「3 出願」の「(1) 出願校の選定」（27 ページ参照）に同じである。

(2) 出願の期日

平成31年3月15日（金）

受付は、午前9時から午後4時までとする。

(3) 出願の手続

「Ⅱ 定時制の課程」の「第2 第一次選抜」の「3 出願」の「(3) 出願の手続」（27～28 ページ参照）に準ずる。ただし、先の第一次選抜において「評定分布一覧表」（別記第3号様式）を提出した高等学校への評定分布一覧表の再度の提出は不要である。

なお、中学校長は、出願書類の提出に際し「第二次選抜出願資格証明書」（別記第11号様式）を作成して添付しなければならない。

(4) 出願先の変更

「Ⅱ 定時制の課程」の「第2 第一次選抜」の「3 出願」の「(4) 出願先の変更」（28 ページ参照）に準ずる。

ただし、出願先の変更期日は、平成31年3月18日（月）とし、受付は午前9時から午後4時までとする。

4 選 抜

(1) 検 査

次のアに掲げる事項を除き、「Ⅰ 全日制の課程」の「第7 第二次選抜」の「4

選抜」の「(1) 検査」(25ページ参照)に同じである。

ア 検査の内容

面接を実施する。また、高等学校長は、その定めるところにより、この要項に定める第二次選抜学力検査及び小論文を実施することができる。

なお、各高等学校が実施する検査については、平成30年7月末日までに県教育委員会において発表する。また、各高等学校が実施する検査の概要、実施方法等については、平成30年10月末日までにそれぞれの高等学校において発表し、学校のホームページ上に掲載する。

(2) 入学者の選抜方法

高等学校長は、校長、副校長、教頭及び適宜の人数の教諭から成る入学者選抜委員会を組織し、選抜の厳正を期する。

高等学校長は、中学校長から提出された各出願者の「調査書」(別記第2号様式)の記録(出願者から自己申告書が提出された場合は、これを含む。)及び各高等学校で実施した検査の結果に基づいて、総合的に審査し、入学者の選抜に当たる。

5 合格者の発表等

「I 全日制の課程」の「第7 第二次選抜」の「5 合格者の発表等」(26ページ参照)に同じである。

6 入学辞退の手続

「I 全日制の課程」の「第2 第一次選抜」の「9 入学辞退の手続」(8ページ参照)に同じである。

7 県外からの出願

県外に居住する者で、一家転住その他のやむを得ない事情により岐阜県立高等学校へ出願しようとする者は、入学願書等を各出願先高等学校長に提出し、受検票の交付をもって出願承認を得たものとする。

Ⅲ 通 信 制 の 課 程

1 入学定員

県教育委員会において決定し、別に公示するところによる。

2 出願資格

「Ⅰ 全日制の課程」の「第2 第一次選抜」の「1 出願資格」（1 ページ参照）に同じである。

3 出 願

(1) 出願校の選定

出願者は、通信制の課程の岐阜県立高等学校の中から、1つの高等学校の1つの学科を選定し、出願することができる。

また、障がいなどにより受検上の配慮を希望する者は、原則として、事前に中学校長に申し出る。中学校長は可能な限り平成31年1月末日までに、「受検上の配慮申請書」（別記第6号様式）を出願しようとする高等学校長に提出する。高等学校長は、県教育委員会と協議の上、受検上の配慮をすることができる。

(2) 出願の期間

平成31年3月4日（月）から3月25日（月）まで

受付は、午前10時から午後4時までとする。ただし、各高等学校長の定めるところにより、各高等学校の教育活動等に支障のある日時を除くことができる。

なお、各高等学校における出願の受付日については、平成30年10月末日までにそれぞれの高等学校において発表し、学校のホームページ上に掲載する。

(3) 出願の手続

ア 出願者は、出願先高等学校から入学願書の用紙の交付を受けて必要な事項を記入し、「調査書」（別記第2号様式）を添えて、出願先高等学校長に提出する。

ただし、平成24年度以前に中学校を卒業した者については、調査書に代え、中学校の卒業を証明するに足る書類とすることができる。

イ 調査書の作成に際し、「2 各教科の学習の記録」の欄は記入しない。また、「評定分布一覧表」（別記第3号様式）の提出は不要とする。

4 選 抜

(1) 検 査

ア 検査の内容

面接を実施する。また、高等学校長は、その定めるところにより、小論文及び基礎

的な学力をみる検査を実施することができる。

なお、小論文及び基礎的な学力をみる検査の実施の有無については、平成30年7月末日までに県教育委員会において発表する。また、各高等学校における面接、小論文、基礎的な学力をみる検査の概要、実施方法等については、平成30年10月末日までにそれぞれの高等学校において発表し、学校のホームページ上に掲載する。

イ 検査の実施期日及び日程

平成31年3月27日（水）

検査の日程については、各高等学校長が定める。

ウ 検査場

原則として、出願先高等学校とする。

エ 携行品

受検に必要な携行品については、各高等学校長が定める。

(2) 入学者の選抜方法

高等学校長は、校長、副校長、教頭及び適宜の人数の教諭から成る入学者選抜委員会を組織し、選抜の厳正を期する。

高等学校長は、調査書又はこれに代わる書類の記録及び各高等学校で実施した検査の結果に基づいて、総合的に審査し、入学者の選抜に当たる。

5 選抜結果の通知

高等学校長は、出願者に入学者選抜の結果を通知する。

6 県外からの出願

県外に居住する者で、一家転住その他のやむを得ない事情により岐阜県立高等学校へ出願しようとする者は、入学願書等を各出願先高等学校長に提出し、受検票の交付をもって出願承認を得たものとする。

Ⅳ 入学者選抜に係る情報の提供

1 受検者本人への情報の提供

岐阜県立高等学校の入学者選抜の資料である調査書及び学力検査得点については、受検者本人から本人の調査書又は学力検査得点の情報の提供の請求があった場合には、次により、即日情報の提供を行うこととする。

(1) 調査書情報の提供

ア 請求ができる者は、受検者とする。

イ 請求者の確認は、受検票の提示を受けて行う。

ウ 請求場所は、請求者が受検した県立高等学校とする。

エ 請求ができる期間は、当該年度の入学者選抜が終了した後の最初の4月1日から1年間とする。

なお、各高等学校の教育活動等に支障のある日時を除くものとする。

オ 情報提供は、閲覧又は写しの交付により行う。ただし、当該写しの交付に要する費用は請求者が負担するものとする。

(2) 学力検査得点情報の提供

ア 請求ができる者は、受検者とする。

イ 請求者の確認は、受検票の提示を受けて行う。

ウ 請求場所は、請求者が受検した県立高等学校とする。

エ 請求ができる期間は、第一次選抜学力検査及び第二次選抜学力検査とも合格発表の日の翌日から1か月間とする。

ただし、各高等学校の教育活動等に支障のある日時を除くものとする。

オ 情報提供は、第一次選抜学力検査及び第二次選抜学力検査の教科別の得点とする。

なお、いずれも学力検査結果一覧表等を用いての閲覧により行う。（写しの交付は行わない。）

2 中学校長への情報の提供

中学校長は、第一次選抜学力検査又は第二次選抜学力検査における出願者の得点情報の提供を高等学校長に依頼する場合、「入学願書」（別記第1号様式）の裏面にある「第一次（第二次）選抜学力検査における得点情報の提供に関する同意書」（以下「同意書」という。）の出願者及び保護者の署名の有無を確認した上で、「学力検査得点情報提供依頼書」（別記第23号様式）を作成し、出願の際に、各高等学校長に提出する。

この場合、高等学校長は、同意書に出願者及び保護者の署名のある者に限り、「学力検査得点情報一覧表」（別記第24号様式）により、その得点情報を「入学者選抜結果通知書」（別記第5号様式）とともに中学校長に提供する。

ただし、得点情報の提供は県内の中学校に限る。

